

国保事業費納付金算定における前期高齢者財政調整制度について

1. 前期高齢者財政調整の仕組み

前期高齢者財政調整とは、65 歳以上 75 歳未満の医療費について、高齢化率の高い国民健康保険に対し、高齢化率の低い健康保険組合、協会けんぽ、共済組合が納付金を納付する仕組みである。

通常、健康保険組合や協会けんぽ、共済組合に加入している勤め人は退職すると、原則として国民健康保険に移行する。一方、一般的に加齢に伴って医療ニーズは高くなるため、制度間で比較すると、国民健康保険が多く医療費を負担する構造となっている。

そこで、高齢化率の違いに着目し、高齢化率の高い国民健康保険に対し、高齢化率の低い健康保険組合などが費用を拠出する仕組みが採用されている。その際、拠出される費用は「納付金」、拠出を受ける費用は「交付金」と呼ばれている。

2. 令和 5 年度国保事業費納付金算定における前期高齢者交付金について

東京都における算定

(歳出総額)

納付金総額 1 兆 776 億円

(歳出を賄うための歳入)

国・都公費 3,710 億円 (34.4%)

前期高齢者交付金 2,475 億円 (健康保険組合等からの納付金) (23%)

納付金必要額 4,591 億円 (42.6%)

※東京都全体で算定しているため区市町村毎の数字は出ていません